

「占いIPランドスケープ」ランドスケープ分析報告書

エグゼクティブサマリー

調査時点：2026年8月26日

想定産業：不特定

対象地域：日本を中心にグローバル特許情報を含む

想定用途：経営戦略、新規事業、R&D戦略、競争分析、提携・M&A候補探索

留意点：「占いIPランドスケープ」は、本調査で確認した特許庁（JPO）、INPIT、WIPO、主要学術文献における確立した専門用語ではない。以下では批判的・実務的な操作的定義を置く。

本報告書でいう「占いIPランドスケープ」とは、検索母集団、データ品質、分析仮説、指標の意味、反証可能性、限界条件が十分に示されていないにもかかわらず、パテントマップ、AIクラスタ、ランキング、成長率などの「もっともらしい可視化」を根拠として、競争優位、市場成長、技術覇権、提携候補、将来性等を過度に断定するIPランドスケープ（IPL）を指すものとする。これは占術を意味するのではなく、「検証できない結果を信じるしかない状態」を揶揄する表現である。実務家による特許分析論でも、母集団が誤れば実態と乖離した分析になり、「信じるしかない」状態を「占いじゃあるまいし」と批判する用例が確認できる。

1

この批判は、IPLそのものに向けるべきではない。標準的なIPLはむしろ、**経営・事業情報に知財情報を組み込み、分析結果を経営者・事業責任者との双方向の議論につなげるプロセス**として定義されている。政府資料を引用するPwCの整理でも、「分析」と「経営者等との共有・議論」の双方が要件とされ、現在のINPITも「市場や事業、知財等の情報の分析と、分析に基づく議論を通じて、経営判断やアクションにつなげる取り組み」と位置付ける。² 2026年のINPITワークブックも、IPLを目的ではなく経営判断・アクションのための「手段」と明記し、課題設定、調査目的、調査内容、中間修正、意思決定という循環を推奨している。³

したがって、「占い化」の本質は**予測を行うこと**ではなく、「**事実 → 指標 → 解釈 → 仮説 → 経営示唆**」という**推論の鎖の途中がブラックボックスになっていること**にある。

経営実務上、特に危険な兆候は次の六つに集約できる。

経営レビュー時の問い	信頼できるIPL	「占い化」したIPL
何を意思決定するか	判断事項、選択肢、期限が明示	「業界を俯瞰する」だけ
なぜこの特許群なのか	検索式、分類、除外基準、精度検証あり	母集団を所与として扱う
件数は何を意味するか	family、国、出願主体、時点等を正規化	公報件数＝技術力・市場力
特許外の証拠はあるか	市場、論文、製品、投資、規制等と照合	特許だけから市場未来を断定
結論は反証できるか	代替仮説、感度分析、限界を提示	一本のストーリーだけ

経営レビュー時の問い	信頼できるIPL	「占い化」したIPL
第三者が追試できるか	データ日、検索式、処理法、モデルを記録	「AI分析」「独自スコア」で終了

この違いは形式的なものではない。特許はイノベーションの完全な代理変数ではない。2025年の Scientometrics論文が1970～2015年のスウェーデンの4,460件のイノベーションの特許と照合した研究では、少なくとも一つの特許庁に出願されたものは43.9%であり、産業別にも特許化率は大きく異なった。同論文の情報理論的な推計では、当該データセットにおいて特許品質情報がイノベーションについて捉える情報は15%と推定された。これは世界全体にその数値を一般化できるという意味ではないが、「**特許データ＝イノベーション全体**」という仮定が危険であることを定量的に示す例である。⁴ OECDも2025年、特許化傾向は国・産業によって大きく異なり、異なる技術領域の絶対特許件数は単独では有用性が限定されると注意している。⁵

また、「最新技術」を公報だけから論じる場合には構造的な死角がある。日本の特許出願は原則として出願から1年6か月後に公開され、欧州・PCTでも通常は最先の優先日から18か月後の公開である。したがって、公開特許だけを使った「今この瞬間の競争状況」には、原理的に最大約18か月の観測遅延が入り得る。⁶

経営層への最も重要な提言は、IPLを「答えを出す分析」ではなく「不確実な意思決定を構造化する証拠システム」としてガバナンスすることである。Go/No-GoやR&D予算配分に直接利用するIPLでは、少なくとも①母集団妥当性、②family・名寄せ等の前処理、③市場・非特許情報との三角測量、④検索精度と感度分析、⑤推論と事実の分離、⑥独立レビュー、⑦方法論開示の七つをゲート条件とすべきである。WIPOはPatent Landscape Report作成について、目的から分析までの段階的なガイドラインを公表しており、学術側ではRIPL（Reporting Items for Patent Landscapes）が、既存の特許ランドスケープの報告品質が不十分との問題意識から透明性・完全性向上のチェックリストを提唱している。⁷

定義と標準的なIPランドスケープ

IPランドスケープの標準的な語義。 日本政府系の定義では、IPLは単なる「特許マップ」ではない。政府検討会資料に基づく定義は、「経営戦略又は事業戦略の立案」に際し、経営・事業情報に知財情報を取り込んで分析し、その結果を経営者・事業責任者と共有することを要素としており、ここでいう共有には議論、協議、フィードバックという双方向性まで含まれる。⁸ 特許庁は2024年に「経営戦略に資するIPランドスケープ実践ガイドブック」を公開し、主な活用目的、目的別分析手法、仮想実施事例を整理した。⁹ INPITの2026年度事業も、市場・事業・知財情報を使って経営上の意思決定とアクションを支援するものとして運営されている。¹⁰

したがって、

Patent Landscape ≠ Patent Map ≠ IP Landscape

と考えるのが実務上適切である。Patent Landscapeは主として特許情報を対象とした技術・競争構造の分析、Patent Mapはその集計・可視化手段、IP Landscapeはそれらを市場・事業・財務・顧客・規制等と統合して意思決定に接続する上位概念、と整理できる。これは日本の政策的IPL定義と、WIPOのPatent Landscape Reportガイドラインを接続した本報告書の整理である。¹¹

「**占いIPランドスケープ**」の操作的定義。本報告書では次式で概念化する。

$$\text{占位化リスク} \propto \frac{\text{結論の強さ} \times \text{経営への影響度} \times \text{モデル複雑性}}{\text{データ検証} \times \text{再現性} \times \text{反証可能性} \times \text{外部証拠}}$$

これは統計的に推定された公式ではなく、ガバナンス上のヒューリスティックである。**強い断定をするほど、重要な投資に使うほど、AI・独スコア等で処理が複雑になるほど、より強い検証と説明責任が必要になる**という原則を表す。

皮肉的・批判的文脈。この用語で批判しているのは、「未来について語ること」自体ではない。戦略には必然的に将来仮説が含まれる。問題なのは、①母集団が妥当か分からない、②結果が検索条件にどの程度敏感か分からない、③特許件数を技術力・市場力に飛躍させる、④可視化の印象を因果関係と取り違える、⑤反証材料を探さない、といった状態である。日本の特許分析実務家も、母集団が誤れば実態と乖離するため、市場情報、論文、企業発表、政策等との符合を確認する必要を指摘している。¹

標準的に必要なデータ。高品質なIPLでは、最低でも次のレイヤーを分離して保持すべきである。

データ層	代表項目	主用途	主要な品質リスク
特許書誌	出願日、優先日、公開日、IPC/CPC、出願人、発明者	トレンド、プレイヤー、技術分類	欠損、重複、名称揺れ
Patent family	DOCDB/INPADOC等	発明単位での集計、国際展開評価	family定義の差
法的状態	pending/granted/expired/lapsed等	有効ポートフォリオ評価	更新遅延、国別制度差
引用・被引用	examiner/applicant citation等	技術影響・知識流動の補助指標	年齢、分野、特許庁バイアス
全文・請求項	abstract、claims、description	技術内容・権利範囲の精査	機械翻訳、表現揺れ
論文・学会	著者、所属、引用、テーマ	科学→技術の先行シグナル	特許との名寄せ
市場・事業	売上、市場規模、製品、顧客、設備能力	商業性・競争力評価	推計方法、非公開企業
投資・提携	VC、M&A、JV、共同研究	商業化・エコシステム	公表バイアス
規制・標準	法令、認証、標準化活動	市場参入可能性	将来制度の不確実性

特に**family処理は単なるデータ整形ではない**。EPOはpatent familyを、同一または類似の技術内容をカバーし優先権によって関連付けられた出願群と定義し、DOCDB simple familyとINPADOC extended familyでは範囲が異なると説明している。¹² OECDも、国際比較ではデータベースの国・時点別カバレッジ、欠損、特許分類付与の不均一性等に注意すべきであり、familyベース指標が比較可能性向上に有用だとしている。¹³

出願人名の名寄せも同様である。WIPOの文書では、単純な表記修正、同一出願人へのharmonization、企業グループ構造を考慮した整理が区別され、PATSTATでもoriginal name、DOCDB standardized name、OECD HAN、PATSTAT harmonized nameなど複数の選択肢が存在する。¹⁴ 子会社名義を親会社と統合するか否かだけで企業ランキングは変わり得るため、「上位出願人」という図表には**名寄せルールとultimate owner処理の有無を必ず併記すべき**である。

分析手法も、目的に合わせて階層化する必要がある。単純件数・CAGR・シェア、クロス集計、共起・引用ネットワーク、テキストクラスタリング、埋め込み・次元圧縮、トピックモデル、類似度分析などは有用だが、それぞれが「事実」ではなく**特定のモデルを通した観測**である。例えばデロイトは、特許・論文を機械学習でベクトル化し二次元に圧縮したクラスタマップ、引用ネットワーク、PageRank等を新規用途や提携先候補探索に利用するサービス例を示している。¹⁵ 同社のQuick IP Analyticsでも、マクロ分析→AIテキストマイニング→注視案件の読み込み→仮説検証・SWOTという、定量俯瞰だけで完結させない工程が示されている。¹⁶

根拠薄弱な分析の特徴と公開事例

「占い化」は一つの誤りではなく、**母集団誤差、測定誤差、モデル誤差、推論誤差、組織バイアス**が連鎖した状態として現れる。

典型的な兆候は、検索式・分類・対象国・基準日を開示しない、件数を公報単位で数えてfamily重複を放置する、企業の名寄せをしない、withdrawn/expiredを現役特許と同列に扱う、優先年と公開年を混同する、直近年の18か月公開ラグを「出願減少」と解釈する、絶対件数をそのまま技術力や市場シェアに読み替える、特許化傾向の異なる産業を直接比較する、被引用件数を年齢・分野・審査制度で補正しない、検索結果のprecision/recallを確認しない、AIクラスタのラベルを手で検証しない、相関から「A社はB市場を狙っている」と意図を推定する、成功仮説だけを深掘りして反証材料を探さない、といった形で現れる。特定技術領域で複雑な検索式から数千件規模の特許を抽出するとfalse positiveの発見自体が難しくなることは、2023年の検索手法研究でも問題として明示されている。¹⁷

以下の表は、**各発行者を「不適切な分析を行った」と断定するものではない**。公開資料・研究から実証的に確認できる「占い化しやすい論点」を比較するものであり、優良資料に記載された限界や研究者間の差異も含めている。

事例名	発行者	問題点の要約	影響	根拠の欠落箇所
特許ランドスケープ報告品質の不足とRIPL	Smith et al., Nature Biotechnology	既存の特許ランドスケープについて報告品質が不十分との評価からRIPLチェックリストが開発された。後続論文も透明性・完全性・再現性の改善を目的としている。 ¹⁸	検索・選別条件が不透明だと第三者が結果を再現できず、経営判断に用いる際の監査可能性が低下	検索式、検索日、データベース、選別フロー、重複除去、分析方法等の十分な報告
狭い技術領域の国際特許比較	OECD	国・時点別カバレッジの不均一、記述情報欠損、分類付与の非均一性などが国際・狭領域比較を歪め得る。OECDはfamily-based indicator等による緩和を提案。 ¹³	国別シェアや成長率がデータベース構造を反映し、「技術覇権」の誤ランキングにつながる	coverage audit、family単位、分類品質、欠損率、国別比較可能性

事例名	発行者	問題点の要約	影響	根拠の欠落箇所
PCT件数と「品質調整後」の国順位	Boeing & Mueller, Economics Letters	2001～2009年PCTを対象とした同研究では、単純件数と国際調査報告引用を使った品質調整値で中国の相対的位置が大きく異なり、2013年までの外挿では単純件数では3位、品質調整後では5位とされた。これは特定指標・期間に依存する研究結果であり、現在の中国の品質を意味しない。 19	「件数＝技術力」と置くだけで国・企業ランキングと戦略解釈が変わり得る	品質・価値の補助指標、引用バイアス、技術分野調整、指標選択の感度
公開公報ベースの「最新技術動向」	JPO / EPOの公開制度	日本は原則出願から1年6か月、EP/PCTも通常18か月後に公開。直近約18か月は完全観測できない。 6	新規参入者のR&Dを過小評価、直近年を「出願減」と誤認、R&D撤退判断が遅れる／早まる	publication-lag補正、直近期間の網掛け、論文・求人・製品・資金調達等の先行情報
GX技術ランドスケープの公開例	PwC Japan	公開資料は3,000万件超の特許、4,000万超の企業情報、2010～2022年という母集団・期間、グローバル出願件数の定義等を明記しており透明性の好例。一方、独自「技術スコア」は中心性を定量化すると説明されるものの、公開ページだけではアルゴリズムを完全再現できない。 20	外部利用者は方向性を評価できる一方、スコアの厳密な追試には限界	独自スコアの詳細式、パラメータ、検証誤差等。これは公開版の再現性限界であって分析不備の認定ではない
新市場探索から引き合い・試作までのIPL	INPIT／吉松工機	特許情報を用途別に深掘りし、製粉・製麺機械メーカーへ候補を絞り、2社から引き合い、1社が試作品評価まで進んだ。意思決定→アクション→観測結果まで接続した好対照例。 21	「図を作った」ではなく、探索対象の絞り込みという行動と実成果で有用性を検証	公開事例ページには詳細検索式・precision/recall等までは掲載されず、第三者による完全再現はできない

この比較から重要なのは、**同じパテントマップでも「何件分析したか」より、「どの判断をどの証拠でどこまで支えられるか」の方が品質を規定することである。**

特に危険なのが「絶対件数」である。OECDは、特許化傾向が国や産業で異なるため絶対件数だけでは発明活動の指標として限界があると指摘している。 5 さらに一つのイノベーションが複数国に出願されるため、family処理をしないグローバル公報件数は、実質的に「**発明数 × 国際展開数 × 手続構造**」を混在させた数字になり得る。EPO自身もfamilyの定義がデータベースによって異なると注意しているため、「family数」とだけ表示しても十分ではない。 12

簡単な品質テストを想定すると、検索結果が10,000件でprecisionが70%なら、約3,000件はfalse positiveとなる。これは例示計算である。一方、recall 70%なら真に関連する文献の30%を見落としている可能性がある。ランキング上位企業を数件読むだけではfalse negativeは見えないため、**既知適合文献によるrecall検証と無作為サンプリングによるprecision検証を分離する必要がある。**

原因構造と組織的バイアス

「占い化」の原因を分析すると、データ・手法だけでは説明できない。特に実務では、**経営側の曖昧な問い、分析受託者の納期・受注インセンティブ、依頼部門の既存仮説、見栄えの良い成果物への評価、AIによる低コスト大量可視化**が相互作用する。

INPITの2026年ワークブックは、専門家に自社の状況や考えを適切に伝えなければ、IPLを実施しても経営判断やアクションにつながらず「単にお金がかかっただけ」という結果もあり得ると明記している。また、調査途中で中間報告を受けて修正し、最終的に必ず経営判断・アクションにつなげることを推奨している。²² INPITは年間約100件の中小企業・大学・研究機関等のIPL実践を支援しており、このワークブックはその実践経験を踏まえたものとされる。²³

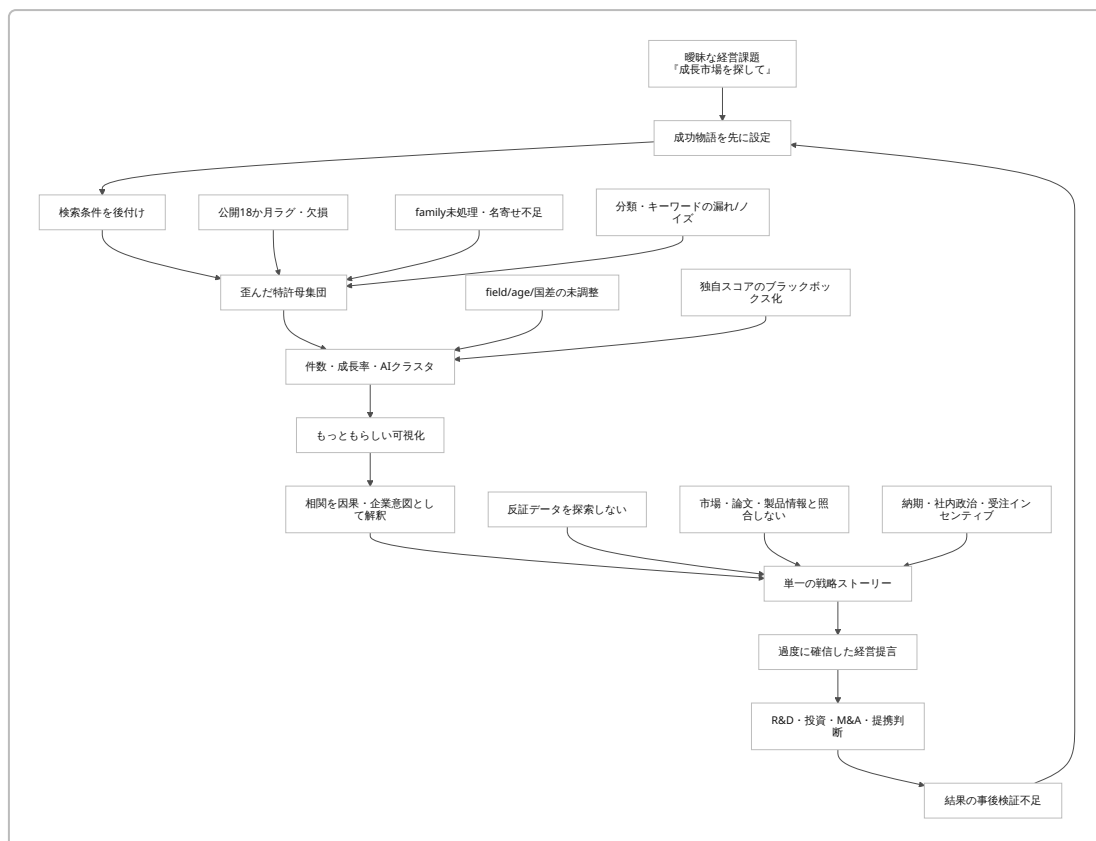
原因は四層に分解できる。

データ要因では、公開遅延、欠損、family重複、名称揺れ、M&A後のultimate owner変更、法的状態、翻訳品質などが母集団を歪める。EPOが特許データについてcomplete、consistent、accurate、up to dateを明示的に品質管理していること自体、これらが分析の前提条件であることを示す。²⁴

手法要因では、検索式のprecision/recall不検証、閾値の恣意性、出願年と公開年の混在、field normalizationなしの引用比較、AIクラスタの過剰解釈、相関から因果・経営意図への飛躍などが中心になる。特許件数が異なる技術分野間で直接比較可能でないというOECDの注意は、この層に直接関係する。⁵

組織要因では、「経営会議までに結論が必要」「競合に勝っていることを示したい」「既存R&Dテーマを正当化したい」といった目的が、探索分析をconfirmation exerciseへ変える。標準的IPLが双方向の経営対話を要求しているのは、分析担当者だけで結論を閉じないためでもある。²⁵

利害関係要因では、分析を販売する事業者は「示唆がありませんでした」という成果物を出しにくく、社内知財部門も「この分析では結論不能」と経営に言いにくい可能性がある。この部分は公開資料による個別企業の実証ではなく、本報告書のガバナンス上の推論である。したがって、利益相反の有無より、**結論不能を正当なアウトカムとして認める制度設計**が重要となる。



この図で最も重要なフィードバックループは、「結果を検証しない→過去の分析手法が成功したことになる→同じ手法を再利用する」というものだ。IPLの品質保証では、報告書納品時ではなく、6か月・12か月後の意思決定結果までレビュー対象にする必要がある。

意思決定・投資・R&Dへの影響評価

「古いIPL」の損害を考える際、分析委託費だけを見るのは不十分である。INPITが警告する「お金がかかっただけ」という直接費用もあるが、より大きいのは**その分析によって変更された資本配分の機会費用**である。²³

影響は次の四段階で捉えるのが実務的である。

影響レベル	典型的誤判断	主な経済影響	定量化方法
情報	競合順位、技術成長率を誤認	調査やり直し、人件費	再調査費、分析工数
戦術	特許出願・共同研究先を誤選定	出願費、PoC費、提携探索費	案件別投下コスト
戦略	R&Dテーマを増減・撤退	数千万～数十億円級になり得るが企業依存	R&D budget at risk
資本配分	M&A、設備投資、新規事業参入	投資元本＋機会費用	NPV、IRR、write-off

最後の金額レンジは一般論として固定値を置けないため、企業別に推計すべきである。

経営上のgross decision exposureは、

$$D = B \times a$$

と置ける。ここで B は対象R&D・投資予算、 a はIPLの結果が実質的に配分を左右する比率である。例えば年間R&D予算100億円の会社で、IPLを根拠として5~20%のテーマ配分を変更するなら、IPLの影響下にある資本は**5~20億円**となる。これは「損失額」ではなく、分析品質にさらされる意思決定額の例示である。

期待損失まで推計するなら、

$$E(L) = B \times a \times p \times \lambda$$

とし、 p を「重要な誤示唆を生じる確率」、 λ を「誤判断時に失われる影響額の割合」とする。例えば $B = 100$ 億円、 $a = 10\%$ 、 $p = 20\%$ 、 $\lambda = 50\%$ という仮定なら、期待損失は**1億円**となる。これらの数値は実証値ではなく、IPL品質レビューへの投資上限を議論するためのシナリオ例である。

一方、正しく使われたIPLについては、公開された具体的な行動成果がある。2026年公表のINPIT・吉松工機事例では、用途別特許分析から製粉・製麺機械メーカーに候補を絞り込み、**2社から引き合いを獲得し、そのうち1社が試作品評価まで進んだ**。売上・利益額までは公開されておらず、IPL単独の因果効果を推定することはできないが、「分析 → 対象企業選択 → 営業行動 → 商談 → 試作」という追跡可能な因果チェーンが示されている点が重要である。²¹

R&D戦略への誤りは特に非対称である。false positiveが多い母集団では「競争が激しいから撤退」と誤判断し、false negativeが多ければ「ホワイトスペースだから参入」と誤判断する。同じ検索精度不足でも、前者は有望技術の放棄、後者は競争過密領域への投資という反対方向の損失を生む。大規模特許クエリでfalse positiveが見つげにくくなることは研究でも指摘されている。¹⁷

投資・M&Aではさらに注意が必要である。「特許が多い会社＝技術力が高い会社」とすると、family数、法的状態、請求項の広さ、残存期間、国際展開、引用、製品実装などを捨象してしまう。Boeing & Muellerの国際比較では、同じPCTデータでも単純件数と品質調整指標で順位が変わった。研究対象・指標には固有の限界があるものの、少なくとも「ランキングは測定定義の関数である」ということを示す実証例になっている。¹⁹

さらに、特許だけでは把握できないイノベーションを無視すると、産業横断のR&Dポートフォリオ比較が歪む。前述のスウェーデン研究では全イノベーションの43.9%のみが少なくとも一つの特許庁に出願され、紙・パルプ、食品、木材、一部ICT等では40%未満、分野によっては30%未満だった。これは地域・期間限定の研究なので数値の直接転用は避けるべきだが、**ソフトウェア主体の事業と医薬品主体の事業を単純な特許件数で比較するようなIPLには強い警戒が必要**という方向性を裏付ける。⁴

したがって、経営層に対しては「競合Aが首位」という一点推定ではなく、例えば次のように提示すべきである。

観測事実：family定義X、対象国Y、優先年2019~2024でA社が最多。

推論：A社が当該領域を相対的に重視している可能性。

反証要因：グループ名寄せ、特許化傾向、18か月ラグ、企業秘密によるR&Dは未観測。

追加証拠：求人、製品発表、論文、設備投資、提携情報が同方向なら確信度を上げる。

経営判断：現時点では「監視・PoC開始」、大型設備投資は追加検証後。

この「事実／推論／意思決定」の分離だけでも、占い化をかなり抑制できる。

改善策・品質保証チェックリスト

WIPOはPatent Landscape Reportに対して目的設定から分析までの段階的な作成手順を提示し、RIPLは報告の透明性・完全性を高めることを目的としている。²⁶ 日本ではINPITが、現状・将来・課題→調査目的→調査内容→中間修正を伴う調査→経営判断・アクション、というプロセスを2026年ワークブックで明示している。³ これらを統合すると、以下を実務チェックリストとして使用できる。

フェーズ	必須チェック項目	Red Flag
経営課題	☐ 意思決定者、判断期限、選択肢、意思決定額を定義	「とりあえず業界を俯瞰」
仮説設定	☐ 仮説と反対仮説を最低1組設定	結論が調査開始前に決まっている
スコープ	☐ 技術定義、用途、国、期間、出願主体を文書化	技術境界が口頭のみ
データ	☐ DB名、取得日、coverage、欠損率を記録	DB名・取得日なし
公開ラグ	☐ 直近約18か月を不完全期間として扱う	最新年の減少をそのまま解釈
検索式	☐ query全文、IPC/CPC、キーワード、除外条件を保存	「AIで抽出」のみ
Recall	☐ 既知の重要特許が回収できるか確認	benchmark patentなし
Precision	☐ 無作為標本を人手判定し適合率を記録	件数だけ確認
Family	☐ DOCDB/INPADOC等の定義と代表レコード方式を明記	公報数＝発明数
名寄せ	☐ 表記揺れ、子会社、M&A、ultimate owner方針を定義	Sony/Sony Group等が別会社扱い
法的状態	☐ granted/pending/deadを目的に応じ区別	expiredを現役競争力に算入
年次軸	☐ priority/application/publication yearの選択理由を明示	複数の年を混在
国帰属	☐ applicant/inventor/filing jurisdictionのどれか明示	「日本の特許」の意味が不明
指標	☐ 指標ごとに「測っているもの／いないもの」を定義	出願数＝技術力
引用	☐ field、age、office等のバイアスを検討	生の引用数ランキング
AI/NLP	☐ model、version、embedding、prompt、閾値を保存	「生成AIによる評価」のみ
クラスタ	☐ サンプル特許を人が読みラベル妥当性を検証	島の名称をAI出力のまま採用
市場統合	☐ 市場規模、製品、顧客、財務等で三角測量	特許から売上市場を直接予測
外部証拠	☐ 論文、ニュース、規制、標準、求人等と照合	特許データ一本足
感度分析	☐ query・family・期間・閾値を変えて順位を再計算	1条件だけで結論
反証	☐ 結論を否定する証拠を意図的に探索	supporting evidenceだけ

フェーズ	必須チェック項目	Red Flag
再現性	☐ query、コード、元データ、変換ログを保存	PowerPointしか残らない
独立レビュー	☐ 分析者以外が検索式と推論をレビュー	作成者＝承認者
経営提示	☐ Fact / Interpretation / Hypothesisを色ではなくラベルで分離	推測を「結果」と表記
不確実性	☐ confidence、データ限界、代替解釈を記載	結論がすべて断定形
利益相反	☐ 分析の販売者・スポンサー・社内仮説を開示	特定結論が報酬・評価に直結
事後検証	☐ 6/12か月後のKPIと判断結果を追跡	納品でプロジェクト終了

familyについてはデータベースごとに定義が異なるため、単に「familyで重複排除済み」と書くだけでは不十分である。¹² 名寄せについても、WIPO資料が示すように単なる文字列正規化と企業グループ単位への集約は別工程である。¹⁴

検索品質については最低限の数値KPIを持つべきである。例えば「既知重要特許20件中19件を回収」「無作為200件のうち170件が適合」とすれば、benchmark recallは95%、標本precisionは85%となる。ただし、既知重要特許は真の全適合文献を網羅していないため、これは真のrecallそのものではない。経営資料には「benchmark recall」と明記することが望ましい。

AIを使う場合は、従来以上にプロベナンスを残すべきである。機械学習による二次元クラスターや引用ネットワークは実務でも既に利用されているが、可視化は最終判断ではなく候補発見の道具とすべきである。デロイトの公開手法例も、テキストマイニングによる俯瞰の後に、注視すべき出願人・課題について実文献を読み込み、仮説検証につなげる構造となっている。²⁷

ガバナンス上は、分析結果の確信度を三段階程度で明示すると実務的である。

確信度	証拠要件	許容される意思決定
探索的	単一DB、初期query、未検証クラスター	追加調査、ウォッチリスト
中程度	母集団検証＋非特許データ2系統程度	PoC、面談、限定投資
高い	独立レビュー＋感度分析＋原文精査＋複数証拠	大型R&D配分等。ただし投資DDは別途必要

ここで重要なのは、**IPLをFTO、法的意見、企業価値算定の代替にしないこと**である。IPLは戦略的探索のための分析であり、特許侵害リスク判断や個別権利の有効性評価とは必要な精度・法的分析が異なる。

推奨する報告書テンプレートと主要図表

信頼性の高いIPL報告書は、「きれいなマップの集合」ではなく、**意思決定の監査証拠**になる構成が望ましい。INPITがIPLを経営判断・アクションのための手段と位置付けていること、WIPOがPLR作成を段階的のプロセスとしていることを踏まえると、以下の章立てが実務上有効である。²⁸

推奨章	必須記載内容
エグゼクティブサマリー	判断すべき問い、結論、確信度、推奨アクション、主要リスク

推奨章	必須記載内容
経営課題と意思決定	誰が、いつ、何を決めるか。予算・選択肢・判断基準
仮説と反証仮説	H1、H0/alternative、何が観測されれば棄却するか
分析スコープ	技術、市場、用途、地域、対象者、期間、cut-off date
データソース	特許DB、市場、論文、企業、投資、規制。取得日とcoverage
検索・前処理	query全文、分類、family、名寄せ、法的状態、重複処理
検索品質検証	benchmark recall、precision標本、false-positive例、除外理由
特許ランドスケープ	出願推移、プレイヤー、技術、引用、family、国際展開
市場・事業ランドスケープ	市場規模、競争、製品、顧客、投資、提携
統合分析	特許×市場×企業の交差、ホワイトスペース、シナリオ
反証・感度分析	query、family、期間、閾値変更時の結論変化
経営オプション	No-regret / Option / Bet等の選択肢と条件
推奨アクション	R&D、提携、出願、M&A探索等、責任者、期限、KPI
限界・不確実性	18か月ラグ、非特許化、欠損、モデル限界
再現性付録	query、コード、データ辞書、名寄せ表、モデルversion、変更履歴

PwCのGX分析公開例では、対象が全世界3,000万件超の特許情報・4,000万超の企業情報、対象期間が2010年1月1日～2022年12月31日であること、さらに「グローバル特許出願件数」のカウンティング定義まで公開されている。このような**母集団と指標定義の明記**は公開版IPLの良いベンチマークになる。 20

主要図表についても「何を描くか」だけでなく、**図の脚注をテンプレート化**することが重要である。

図表テンプレート	推奨表現	必須脚注
出願トレンド	優先年 × family数	DB、取得日、family定義、直近18か月網掛け
競合ランキング	assignee group × active family	名寄せ・ultimate owner、legal status
技術ポートフォリオ	企業 × 技術カテゴリ	taxonomy定義、複数分類時のfractional/full count
Growth-Share map	CAGR × family share	期間、最低母数、直近不完全年除外
Patent-Market matrix	特許強度 × 市場魅力度	両軸の計算式と情報源を別々に開示
引用ネットワーク	patent/family nodes × citation edges	examiner/applicant、自引用処理、citation window
AI技術マップ	embedding/cluster × patent	model/version、次元圧縮、クラスタ検証方法

図表テンプレート	推奨表現	必須脚注
Alliance map	company × co-patent/co-paper/JV	関係の種類を混在させない
Evidence matrix	仮説 × 特許/市場/論文/企業証拠	support/contradict/unknownを分離
Sensitivity tornado	仮定変更 × KPI/順位変動	base caseと代替条件
Decision tree	経営オプション × trigger	各分岐のKPI、期限、撤退条件

特に推奨したいのが、一般的な「バブルチャート」の代わりに**Evidence Matrix**を経営会議の中心図にすることである。例えば、

仮説	特許	論文	市場・製品	投資・提携	総合判断
技術Aは急成長	支持	支持	未確認	弱く支持	中
A社が商用化を主導	支持	中立	反証	未確認	低
B社が有力提携先	支持	支持	支持	既存提携あり	高

という形にすれば、「**特許で見えたこと**」と「**経営上結論できること**」の距離が可視化される。

報告書の各結論には、次の「主張カード」を添えるとさらに有効である。

Claim：競合Aは技術XへのR&D重点を高めている可能性が高い
Evidence：priority-family CAGR、技術X比率、関連論文、求人増
Counter-evidence：製品化発表なし、直近18か月未観測
Confidence：Medium
Decision implication：監視強化＋顧客ヒアリング。設備投資判断は保留
Falsification trigger：12か月以内に製品・追加出願・採用のいずれも増えなければ再評価

これは「予言を当てる」仕組みではなく、**外れたときに何を学ぶかを事前に定義する仕組み**であり、「占いIPL」と証拠ベースIPLを分ける実務上の核心である。

総括と主要参考文献

本調査の結論は、「IPランドスケープは信用できない」というものではない。むしろ、日本の政策的なIPLは当初から**知財情報単独ではなく市場・事業情報との統合、経営者との双方向議論、意思決定・アクションへの接続**を要求している。² 2026年のINPITワークブックが、調査を目的化せず、中間報告で修正し、最後に経営判断・アクションにつなげるよう明示しているのも同じ思想に立つ。³

したがって「占いIPランドスケープ」と呼ぶべきなのは、未来予測型のIPL一般ではなく、次の状態である。

結論の確信度 > 証拠の確信度

この不等式が成立した時点で、分析は戦略インテリジェンスから「占い」に近づく。逆に、

再現可能な母集団 + 品質管理されたデータ + 明示的な仮説 + 複数情報源 + 反証 + 感度分析 + 経営対話 + 事後検証

を満たせば、IPLは特許件数を眺める活動ではなく、経営上の不確実性を下げる意思決定プロセスになる。

公開された正の事例では、INPIT支援を通じて特許分析から提携候補を絞り、2社の引き合いと1社の試作評価に至った例がある。²¹ 一方、学術側では特許ランドスケープの報告品質不足を受けRIPLが提唱されている。²⁹ OECDは、絶対特許件数の単独利用、データベースcoverage、family、分類、国際比較に関する構造的な注意点を長年提示している。³⁰ つまり問題は既知であり、必要なのは新しい可視化ツールよりも、品質保証を経営プロセスに組み込むことである。

実務上は、R&D・M&A・大型投資に用いるIPLについて、少なくとも次の三つを経営会議への提出条件とすることを推奨する。

第一に「Method Sheet」。検索式、取得日、DB、family、名寄せ、法的状態、precision/benchmark recall、モデルを一枚にする。EPO・WIPO資料が示すように、familyと名称標準化の選択そのものが集計結果に影響する。³¹

第二に「Evidence & Counter-Evidence Sheet」。特許だけでなく市場、論文、製品、投資、規制について、支持証拠と反証証拠を併記する。特許化傾向が産業ごとに大きく違うという実証・OECDの注意を踏まえれば、特許単独から「市場」を推定することは特に避けるべきである。³²

第三に「Decision & Validation Sheet」。何を決めたか、何円を動かしたか、6・12か月後に何をもって分析を当たり／外れと判定するかを残す。INPITがIPLを経営判断・アクションのための手段と位置付けている以上、報告書完成ではなく、意思決定とその検証までをIPLの成果管理対象とする方が制度趣旨にも整合する。³

主要参考文献・資料

- ・経済産業省 特許庁『経営戦略に資するIPランドスケープ実践ガイドブック』。2024年。活用目的、目的別分析手法、仮想事例を整理した日本の主要公的資料。⁹
- ・INPIT『5ステップで学ぶ 課題解決のためのIPランドスケープ実践ワークブック』。2026年。経営課題、目的設定、調査設計、中間修正、アクションという実務プロセスを提示。²²
- ・INPIT「IPランドスケープ支援事業」。2026年時点で、市場・事業・知財情報を用いた経営意思決定支援として位置付け。³³
- ・INPIT知財総合支援窓口「IPランドスケープを活用して新事業領域へー株式会社吉松工機」。2026年。引き合い2社、うち1社で試作品評価という公開成果例。²¹
- ・WIPO, Guidelines for Preparing Patent Landscape Reports, 2015. PLRの目的、分析、概念、作成プロセスについての国際的基礎資料。³⁴
- ・Smith, J. A. et al., “The Reporting Items for Patent Landscapes statement,” Nature Biotechnology, 2018. 特許ランドスケープ報告の品質不足を指摘しRIPLを提唱。³⁵
- ・Smith, J. A., “Improving transparency and reproducibility of patent landscapes: The RIPL statement and other considerations,” World Patent Information, 2020. RIPLによる透明性・再現性向上の議論。³⁶
- ・Hašič, I., Silva, J., Johnstone, N., OECD, The Use of Patent Statistics for International Comparisons and Analysis of Narrow Technological Fields, 2015. family、coverage、欠損、分類差、国際比較バイアスを詳述。¹³
- ・OECD, Measuring Science and Innovation for Sustainable Growth, 2025. 技術領域・国・産業間での特許化傾向差から、絶対特許件数単独の限界を整理。⁵
- ・Taalbi, J., “Innovation with and without patents – an information-theoretic approach,” Scientometrics, 2025. 4,460件のスウェーデンのイノベーションと特許を照合し、特許化率43.9%などを報告。⁴

- EPO, “Patent families.” DOCDB simple family、INPADOC extended familyおよびデータベース間のfamily定義差を説明。 12
- WIPO CWS, applicant name standardization資料。出願人名のnormalization、harmonization、企業構造の扱い、PATSTATの標準化名を整理。 14
- EPO, patent data quality資料。bibliographic、facsimile、full-textについてcomplete、consistent、accurate、up-to-dateを品質要件として管理。 24
- 経済産業省 特許庁「公報に関して：よくあるご質問」。日本の特許出願は通常、出願から1年6か月後に出願公開されることを説明。 37
- EPO, publication rules FAQ. EPおよびPCT出願の通常18か月公開を説明。 38
- van der Pol, J. & Rameshkoumar, J.-P., “A Method to Reduce False Positives in a Patent Query,” 2023. 大規模・複雑な特許検索におけるfalse positive管理の必要性を提示。 17
- Boeing, P. & Mueller, E., “Measuring patent quality in cross-country comparison,” Economics Letters, 2016. PCT件数と品質調整指標による国際順位の差を示し、件数のみの解釈リスクを考える材料を提供。 19
- PwC Japan「世界のGX関連技術分析からみた日本の現在と未来」。3,000万件超の特許、4,000万超の企業情報、2010～2022年の明示など、データスコープを公開したIPL例。 20
- デロイト トーマツ「AIを活用したIPランドスケープ分析」「Quick IP Analytics Service」。テキストベクトル化・次元圧縮・引用ネットワーク・仮説検証等の実務的分析例。 27
- PwC Japan「知的財産×ガバナンス」。政府検討会資料に基づくIPLの定義と、経営者・事業責任者との双方向の共有・議論を紹介。 8
- 酒井美里「特許分析に使う『母集団に対する判断スキル』」。公的・学術資料ではないが、「母集団が間違えば実態と乖離し、結果を信じるだけでは『占い』になる」という本報告書の問題設定に近い実務家の批判的用例。 1

1 特許分析に使う「母集団に対する判断スキル」

https://note.com/sakaimisato/n/n5916ccc96611?utm_source=chatgpt.com

2 8 25 知的財産×ガバナンス—— 知的財産への取組みにかかるコーポレートガバナンス・コードの改訂 | PwC Japanグループ

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/202201/36-02.html>

3 22 23 28 inpit.go.jp

<https://www.inpit.go.jp/content/100887588.pdf>

4 32 Innovation with and without patents - an information-theoretic approach | Scientometrics | Springer Nature Link

<https://link.springer.com/article/10.1007/s11192-025-05406-y>

5 Science and new technology development for energy and the environment: Measuring Science and Innovation for Sustainable Growth | OECD

https://www.oecd.org/en/publications/measuring-science-and-innovation-for-sustainable-growth_3b96cf8c-en/full-report/science-and-new-technology-development-for-energy-and-the-environment_be61a243.html

6 37 公報に関して：よくあるご質問

https://www.jpo.go.jp/system/laws/koho/general/koho_faq.html?utm_source=chatgpt.com

7 11 26 34 Guidelines for Preparing Patent Landscape Reports

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=3938>

9 「経営戦略に資するIPランドスケープ実践ガイドブック」について

https://www.jpo.go.jp/support/example/ip-landscape-guide/?utm_source=chatgpt.com

10 33 [INPIT] IPランドスケープ支援事業

https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipl/index.html?utm_source=chatgpt.com

12 31 Patent families | epo.org

<https://www.epo.org/en/searching-for-patents/helpful-resources/first-time-here/patent-families>

13 30 The Use of Patent Statistics for International Comparisons and Analysis of Narrow Technological Fields (EN)

https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2015/06/the-use-of-patent-statistics-for-international-comparisons-and-analysis-of-narrow-technological-fields_g17a2679/5js03z98mvr7-en.pdf

14 CWS/5/14 (in English)

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/cws/en/cws_5/cws_5_14-main1.pdf

15 27 AIを活用したIPランドスケープ分析 | デロイト トーマツ グループ

<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/consulting/services/ai-ip-analytics.html>

16 IPランドスケープ分析サービス：Quick IP Analytics Service | デロイト トーマツ グループ

<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/consulting/services/quick-ip-analytics-service.html>

17 A Method to Reduce False Positives in a Patent Query - Utrecht University

<https://research-portal.uu.nl/en/publications/a-method-to-reduce-false-positives-in-a-patent-query/>

18 29 35 The Reporting Items for Patent Landscapes statement

https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/30412195/?utm_source=chatgpt.com

19 Measuring patent quality in cross-country comparison

<https://www.aeaweb.org/conference/2017/preliminary/paper/7Br7arnT>

20 PwC Japan、技術動向調査「世界のGX関連技術分析からみた日本の現在と未来」を発表 | PwC Japanグループ

<https://www.pwc.com/jp/ja/press-room/green-transformation230424.html>

21 IPランドスケープを活用して新事業領域へ | 支援事例 | INPIT知財総合支援窓口

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase/2026/02/post-1638.html>

24 Data | epo.org

<https://www.epo.org/en/searching-for-patents/data>

36 the Reporting Items for Patent Landscapes (RIPL) ...

https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S0172219020300776?utm_source=chatgpt.com

38 What are the rules of publication and when are they ...

https://www.epo.org/en/service-support/faq/searching-patents/european-patent-register-and-federated-register/european-2?utm_source=chatgpt.com